

# 環境省補助金 令和6年度補正予算

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業)

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

## 公募要領

2025年3月31日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構 (EIC)



## 目次

<b>1. 公募の対象となる補助事業</b> .....	<b>1</b>
1.1. 補助事業の名称 .....	1
1.2. 補助事業の目的 .....	1
<b>2. 応募方法</b> .....	<b>2</b>
2.1. 公募期間 .....	2
2.2. 応募に必要な書類 .....	2
2.3. 提出方法 .....	2
<b>3. 補助事業の期間</b> .....	<b>7</b>
3.1. 補助事業の開始日 .....	7
3.2. 補助事業の完了日 .....	7
3.3. 補助事業の実施期限 .....	8
3.4. 完了実績報告書の提出期限 .....	8
<b>4. 補助事業の流れ</b> .....	<b>9</b>
4.1. (1) 応募書類の提出 .....	9
4.2. (2) 応募書類の審査、採択・不採択 .....	9
4.3. (3) 採択後の交付申請書の提出・審査、交付決定 .....	10
4.4. (4) 補助事業の実施 .....	10
4.5. (4') 交付決定を受けた後に変更点が生じた場合 .....	10
4.6. (5) 完了実績報告書の提出・審査、補助金の交付 .....	12
4.7. (6) 補助金交付後に対応が必要な事項 .....	12

**5. 補助対象設備の要件 .....14**

5.1. 補助対象設備全般に関わる事項 .....	14
5.2. 太陽光発電設備 .....	17
5.3. 定置用蓄電池 .....	19
5.4. 車載型蓄電池 .....	22
5.5. 充放電設備.....	23
5.6. その他、補助対象設備を運用する上で直接必要な付帯設備など .....	24
5.7. 補助対象経費の範囲 .....	24
5.8. 補助事業における利益排除.....	24
5.9. 消費税の取り扱い.....	24
5.10. 補助対象設備の法定耐用年数（処分制限期間） .....	25

**6. 申請区分ごとの要件 .....26**

6.1. オンサイト PPA モデル .....	26
6.2. その他の PPA モデル.....	28
6.3. 自己所有モデル .....	28
6.4. リースモデル .....	28
6.5. その他のリースモデル.....	30

**7. 申請者の要件 .....31**

7.1. 本補助金を申請できる者 .....	31
7.2. 事業継続性.....	32

**8. 応募書類の審査における主な評価ポイント .....33**

8.1. 基礎項目についての評価 ..... 33

8.2. 加点項目・優先採択項目についての評価 ..... 33

**9. その他.....38**

9.1. 処分制限期間における補助対象設備の取り扱い ..... 38

9.2. 問い合わせ先 ..... 39

**10. 別表 .....41**

10.1. 別表第 1 ..... 41

10.2. 別表第 2 ..... 42

10.3. 別表第 3 ..... 44

## 1. 公募の対象となる補助事業

### 1.1. 補助事業の名称

一般財団法人環境イノベーション情報機構（EIC）は、令和6年度補正予算「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」（以下「補助事業」という）の公募を実施します。

応募方法やその他の留意点について、本公募要領に記載しています。Q&A集は本公募要領を補足する内容となっていますので、併せてご確認ください。

### 1.2. 補助事業の目的

本補助事業は、自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池などの導入を行う事業に対し、その経費の一部を補助することにより、再生可能エネルギーの導入および地域共生を加速化し、2050年カーボンニュートラルの実現に資することを目的としています。

ストレージパリティの達成は、再生可能エネルギーの導入拡大、ひいてはカーボンニュートラルの達成に向けた重要な要素です。

各用語の解説については、Q&A集を参照してください（問1-2・1-3）。

## 2. 応募方法

### 2.1. 公募期間

- 一次公募：2025年3月31日（月）～2025年4月25日（金）正午まで
  - ・ 二次公募を実施することになった場合は、一次公募の終了後に公募期間を発表します。

### 2.2. 応募に必要な書類

別冊「応募に必要な書類」を参照してください。

### 2.3. 提出方法

〈J グランツ〉

別冊「応募に必要な書類」に記載された書類を公募期間内（厳守）に、J グランツにより提出してください。

- J グランツとは、デジタル庁が運営する補助金の電子申請システムのことです。
- J グランツでの応募にあたっては、事前に G ビズ ID のアカウントの取得が必要です。G ビズ ID アカウントを未取得の場合は、公募締め切りまでにアカウントを取得してください。
- 原則として、代表申請者の G ビズ ID で申請してください。
- J グランツのシステムについては、J グランツの公式サイトをご確認ください。

【G ビズ ID】

G ビズ ID には、G ビズ ID プライム・G ビズ ID メンバー・G ビズ ID エントリーという 3 種類のアカウントがあります。

- G ビズ ID プライム
  - ・ 法人代表者、個人事業主向け
  - ・ 申請方法
    - ◇ 書類郵送申請の場合は、発行まで約 1 週間
    - ◇ オンライン申請の場合は、最短で即日発行

令和 6 年度補正予算

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

➤ オンライン申請には、マイナンバーカードとマイナンバーカードを読み取り可能なスマートフォンが必要です。

- 本補助金に応募できます。

○G ビズ ID メンバー

- G ビズ ID プライムを取得した組織の従業員向け
- 本補助金に応募できます。

○G ビズ ID エントリー

- 本補助金に応募できません。

〈その他の提出方法〉

やむを得ない事情により J グランツを使用できない場合に限り、以下の (a) と (b) をともに提出することで本補助金に応募できます。

○(a) すべての提出書類を印刷してとじたファイル：1 部

- 必ず両開きのパイプ式ファイルを使用してください。書類の厚さに合ったファイルにしてください。
  - ✧ 片開きのファイルや紙ファイルは使用しないでください。
- 応募書類の様式の Excel ファイルのシート「提出書類リスト」に基づき、各書類の名称と対応するインデックスを付したあい紙を必ず入れてください。
  - ✧ インデックスは「A」「B」「C」「D」の大項目ではなく、「A0」「A1」「A1-1」のように、「提出書類リスト」に記載された各書類の No. に対応する形で作成してください。ただし、「提出書類リスト」「様式第 1（第 5 条関係） 交付申請書」「申請に関する代表者からの委任状」といった各書類の名称を記載する必要はありません。
  - ✧ 必要書類にインデックスを直接貼り付けることはやめてください。必ずあい紙を使用してください。
- 応募書類の様式の Excel ファイルのシート「表紙・背表紙」を印刷したものをファイルの表紙と背表紙にそれぞれ貼り付けてください。
  - ✧ 応募書類の段階では、「識別番号」の欄は空欄にしてください。
- 各書類に 2 穴パンチで穴をあけ、ファイリングしてください。

令和 6 年度補正予算

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

- A4 横の書類はページの長辺（長い方）に穴をあけ、A4 縦でファイリングしてください。
  - A3 横の書類は片袖折り（書類を半分に谷折りした後、右半分を山折り）にして、ファイリングしてください。
  - 書類は原則として、カラー・両面印刷としてください。
  - 複数の施設を申請する場合は、施設ごとにファイルを作成してください。
    - ◇ 例えば 5 つの施設を申請する場合は、ファイルを 5 つ作成してください。
    - ◇ 事業の内容や経費内訳を施設ごとに明示する必要があります。
  - 様式の Excel ファイルのみの提出は認められません。根拠資料などを含めて提出してください。
- (b) すべての提出書類のデータを保存した電子媒体（CD-R など）：1 枚
- データを保存した後、電子媒体に保存したファイルをパソコンで開けることを必ず確認してください。
  - 電子媒体に直接ボールペンで施設名などを書かないでください。ディスクが損傷し、読み取れなくなる場合があります。
  - パスワードを設定する場合は、確認しやすいところにパスワードを記載してください。パスワードを別途メールで送信するといった方法はやめてください。

上記のどちらかに不備があり、必要な書類やデータを確認できない場合は不採択となるため、十分にご注意ください。

【提出先】

- 住所：〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 38 鳥本鋼業ビル 3 階
- 宛先：一般財団法人 環境イノベーション情報機構 事業部 事業第 2 課
- 封筒や箱に「令和 6 年度補正予算 ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 応募書類」と赤字で明記してください。
- 申請者に対して、書類を受け取った旨の連絡は原則として行いません。
  - 機構に書類が到着したかを知りたい場合は、配送状況が確認できる手段で送付し、配送業者にご確認ください。
  - 書類が到着したかの確認の問い合わせを機構にしないでください。



〈提出に関する注意点〉

- 原則として、J グランツから応募するようにしてください。
- 審査の都合上、電子メールや FAX での提出は受け付けません。
- J グランツでのアップロードのミスや時間切れを含め、公募締め切り日時を過ぎた応募は受け付けません。
  - ・ J グランツでの入力や資料の添付には時間を要する場合がありますので、締め切り日時までに十分な余裕をもって申請してください。
  - ・ 特に複数の案件の応募をする場合は、入力に時間がかかり、締め切り間際になるとシステムが混み合う可能性もありますので、十分にご注意ください。
- J グランツでの応募の受付確認の電話を機構にかけないでください。
  - ・ J グランツから応募すると、ウェブフォームに入力したメールアドレスに受付確認のメールが自動的に届く仕組みになっています。
- 公募期間の締め切り後の書類の修正や差し替えは受け付けません。公募期間の締め切り前であっても、原則として一度提出した書類の修正や差し替えは認められません。提出前に書類の内容を十分に確認してください。
- パスワードを設定する場合は、電子媒体のケースに記載するなどして、機構がパスワードを確認できるようにしてください。設定したパスワードでファイルを開けることを必ず確認してください。パスワードが不明なため、ファイルが開けない場合は、書類の不備として扱います。
- 審査の公平性の観点から、応募書類を提出する前の段階での事前確認は受け付けていません。

【参考情報】

「J グランツ」(デジタル庁)

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

---

「補助金申請システム (jGrants) 事業者クイックマニュアル」(デジタル庁)

[https://fs2.jgrants-portal.go.jp/%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E8%80%85%E7%94%A8.pdf](https://fs2.jgrants-portal.go.jp/%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E8%80%85%E7%94%A8.pdf)

---

「J グランツ > よくあるご質問」(デジタル庁)

<https://www.jgrants-portal.go.jp/faq>

<https://fs2.jgrants-portal.go.jp/QAList.pdf>

---

令和 6 年度補正予算  
ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

「G ビズ ID」(デジタル庁)

<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>

---

「EIC ネット」(一般財団法人環境イノベーション情報機構)

<https://www.eic.or.jp/eic/aboutus/>

### 3. 補助事業の期間

本補助事業の期間は単年度とします。複数年度にわたる事業内容の申請は受け付けません。

#### 3.1. 補助事業の開始日

本補助事業の開始日は、交付決定日となります。

- 交付決定日は交付決定通知書に記載されます。
- 補助事業者（代表申請者または共同申請者）からの補助対象設備の発注、契約、支払いは、すべて交付決定日以降に行う必要があります。
- 完了実績報告書において、交付決定日以降の日付で作成された発注書、契約書、請求書などの提出を求めます。
- 補助事業者（代表申請者または共同申請者）が交付決定日より前に発注した在庫品を補助対象経費とすることは認められません。

#### 3.2. 補助事業の完了日

本補助事業の完了日は、原則として以下のうち、最も遅い日を指します。

- 導入したすべての補助対象設備の物理的な引き渡しおよび検収が完了していること（検査合格日）。
- 補助事業者（代表申請者または共同申請者）から販売事業者や施工業者などに対する補助対象経費のすべての支払いが完了していること（支払完了日）。
- オンサイト PPA モデルでリース事業者が実施体制に含まれる場合は、補助対象設備の所有権が交付申請書および完了実績報告書の「補助事業の実施体制表」に記載されたとおりとなり、リースバックなどに関するリース事業者からの支払いが完了していること（支払完了日）。
- リースモデルで転リースを行う場合は、補助対象設備の所有権が交付申請書および完了実績報告書の「補助事業の実施体制表」に記載されたとおりとなっていること（借受日）。

補助事業の完了日の例外規定については、Q&A集を参照してください（問 8-1）。

### 3.3. 補助事業の実施期限

本補助事業の実施期限は 2026 年 1 月 30 日までとします。

本補助金の交付対象となるためには、補助対象経費の支払いなど、補助事業に関するすべてのことが上記の日までに完了し、補助事業の完了日が実施期限を超えない必要があります。

### 3.4. 完了実績報告書の提出期限

完了実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から 30 日以内と 2026 年 2 月 10 日のいずれか早い日です。

- 例えば、補助対象経費の支払いが 2025 年 10 月 31 日に完了した場合は、その 30 日後の 2025 年 11 月 30 日と 2026 年 2 月 10 日と比較して、早い方の 2025 年 11 月 30 日が完了実績報告書の提出期限となります。

#### 【補足事項】

- 応募書類の様式「補助事業の実施スケジュール」に記載する日付は、補助事業の審査に必要な期間として、以下の点を勘案してください。
  - ・ 応募書類の審査期間：公募締め切り日から約 2 か月
    - ◇ 応募書類を公募期間の早い時期に提出した場合でも、採択・不採択結果の発表の時期は変わりません。
    - ◇ 応募書類の審査期間は、応募数によって前後します。
  - ・ 採択後の交付申請書の審査期間：採択通知後に提出された交付申請書を受理してから約 1 か月
    - ◇ 採択後に提出する交付申請書の作成期間を勘案してください。
    - ◇ 提出されたものから審査を開始するため、交付申請書の提出が遅ければ、交付決定日は遅くなります。

## 4. 補助事業の流れ

本項目では、本補助事業の一連の流れを説明します。

具体的な期間・期限については、「応募方法」および「補助事業の期間」を参照してください。

### 4.1. (1) 応募書類の提出

- 本公募要領および Q&A 集を熟読し、内容を十分に理解してください。
- その上で、公募締め切り日までに、原則として J グランツで応募書類を提出してください。
  - ・実施体制が整っていれば、同一の事業者が複数の施設を応募することは可能です。
  - ・過去の公募で不採択になった施設を再度応募することも可能です。
  - ・過去の公募で採択になった施設に太陽光発電設備などを増設するため、再度応募することも可能です。この場合の注意点については、Q&A 集を参照してください（問 2-15～2-17）。

### 4.2. (2) 応募書類の審査、採択・不採択

- 機構は各事業者から提出された応募書類を受理した後、応募書類の内容が本公募要領や Q&A 集に記載された補助金の要件などを満たすものであるかを審査します。
  - ・審査の際に必要なに応じて、機構から補助事業者（代表申請者または共同申請者）に問い合わせをする場合があります。
- その後、外部の有識者などで構成される審査委員会を開催し、審査基準に基づき審査（選考）を行います。
- 審査結果を踏まえて、環境省との間で採択協議を行い、予算の範囲内で採択する事業を決定します。
- 採択結果を機構のウェブサイトに掲載した上で、原則として代表申請者の担当者/主担当に電子メールで採択または不採択通知を送信します。
- 公募要領に記載された本補助金の要件を満たすことは、採択されるための条件の一つです。ただし、予算の制約があるため、応募書類が要件を満たしているだけでは、採択されるとは限りません。
- 審査結果に対する意見は一切受け付けませんので、その旨を了承した上で応募を行ってください。

#### **4.3. (3) 採択後の交付申請書の提出・審査、交付決定**

- 採択通知を受けた事業者は、採択の条件が付された場合はその対応をした上で、「採択後の交付申請書に関する重要事項説明書」（採択になった事業者にメールでダウンロード先の URL を連絡する予定です）に基づき交付申請書（交付規程 様式第 1）を作成し、機構に提出してください。
- 採択後の交付申請書の様式は、応募書類と共通のものとする予定です。
- 機構は補助事業者（代表申請者および共同申請者）から提出された採択後の交付申請書の記載内容および添付書類を詳細に審査します。提出書類に不備や不足がある場合は、機構から修正や追加提出の依頼がありますので、速やかに対応してください。
- 提出された採択後の交付申請書の内容が交付すべきものと認められる場合は、補助事業者（代表申請者）に対し、交付決定通知書（交付規程 様式第 3）を送付します。

#### **4.4. (4) 補助事業の実施**

- 補助事業者（代表申請者および共同申請者）は交付決定通知書に記載された交付決定日以降に補助事業を開始することができます。
- 補助対象設備の発注は、原則として採択後の交付申請書に添付した採用見積のとおりに行ってください。
- 本公募要領に記載された補助事業の実施期限までに、補助事業を完了させてください。

#### **4.5. (4') 交付決定を受けた後に変更点が生じた場合**

- 交付決定を受けた後に、採択後の交付申請書に添付した採用見積と異なる内容で発注をしたい場合や、補助事業を進める中で交付申請書の内容に変更点が生じた場合は、変更の大小や軽微であるか否かにかかわらず、必ず事前に機構に報告してください。
  - ・ 自己判断により変更後の内容で補助事業を進めることは、絶対にしないでください。
  - ・ 補助事業者（代表申請者および共同申請者）が機構への事前報告なしに、交付申請書と異なる内容で補助事業を進めた場合は、補助金の交付（支払い）が一切できなくなることがあります。
  - ・ 補助事業の目的や補助金の要件に反する変更は認められません。
- 変更の内容によっては、変更交付申請書（交付規程 様式第 2）または計画変更承認申請書（交付規程 様式第 5）を提出して機構の承認を受ける必要があります。詳細については、

Q&A 集を参照してください（問 2-7）。

- ・ 交付決定日以降に同一内容で改めて見積書を取得したことによって生じた差額については、変更交付申請書または計画変更承認申請書を提出する必要はありません。
- 交付決定日から完了実績報告書の提出までに、採択後の交付申請書に記載した補助事業者（代表申請者および共同申請者）や需要家（共同事業者）の法人名、代表者、責任者、主担当、副担当などに変更が発生した場合は、その時点で速やかに機構にご報告ください。
  - ・ 補助事業者（代表申請者および共同申請者）の名称または住所に変更が生じたときは、名称変更等報告書（交付規程 様式第 9）を遅滞なく機構に提出する必要があります。

【翌年度以降に変更点が生じた場合】

- 補助対象設備の法定耐用年数（太陽光発電設備：17 年）の間は、完了実績報告書の内容に変更が生じた場合は、原則として上記と同様の報告を機構に行ってください。

【機構への報告方法】

機構に報告する際は、以下のとおり行ってください。

- 一般財団法人環境イノベーション情報機構 事業部 事業第二課（[supply@eic.or.jp](mailto:supply@eic.or.jp)）宛てにメールを送信してください。代表申請者が直接報告する場合は、ストレージパリティ補助金のウェブページに掲載している問い合わせフォームを利用することでも構いません。
- メールの場合は、代表申請者の担当者/主担当および責任者のメールアドレスを差出人または CC に必ず含めてください。
- どの申請なのか分かるよう、「代表申請者の名称」「施設の名称（需要家の法人名および建物の名称）」「識別番号\_例：SP6S-○-○-○○○」を件名または本文に必ず記載してください。
  - ・ 識別番号は、採択通知、交付決定通知書、または交付額確定通知書の PDF ファイルの右上に記載しています。
- 変更前と変更後の内容を対比する形で変更点を分かりやすく示し、変更理由を第三者にも分かるように記載した上で、機構に報告してください。
  - ・ 変更点および変更理由は、メール本文に記載することでも、Excel ファイルなど（様式は問いません）に記載することでも構いません。
  - ・ 「変更前」の内容が指すものは、書類の提出時期によって、以下の違いがあります。
    - ◇ 交付決定日から完了実績報告書の提出までの間：採択後の交付申請書の内容
    - ◇ 翌年度以降：完了実績報告書の内容

#### 4.6. (5) 完了実績報告書の提出・審査、補助金の交付

- 補助事業の完了後、本公募要領に記載された完了実績報告書の提出期限までに、「完了実績報告書に関する重要事項説明書」（交付決定を行った事業者にもメールでダウンロード先の URL を連絡する予定です）に基づき完了実績報告書（交付規程 様式第 12）を作成し、機構に提出してください。
- 機構への連絡を一切せず、完了実績報告書の提出期限を過ぎた場合は、補助事業の成果がないものと見なし、機構および環境省の判断で交付決定を解除することがあります。
- 本補助金は単年度予算で実施されるものであり、令和 7 年度中に補助金を交付する必要があります。
  - ・ 2026 年 4 月 1 日以降は補助金の交付ができなくなります。
- 原則として、銀行振込により販売事業者や施工業者などに支払いを行ってください。
- 機構は補助事業者（代表申請者および共同申請者）から提出された完了実績報告書の記載内容および添付書類を詳細に審査します。提出書類に不備や不足がある場合は、機構から修正や追加提出の依頼がありますので、速やかに対応してください。
- 機構は必要と判断した場合、補助事業の実施状況などを確認するため、現地調査（電話、メールなどによる聞き取り調査を含む）を行います。現地調査の際はご協力をお願いします。
- 提出された完了実績報告書が当初の補助金の交付決定内容（事業計画の変更承認を受けている場合は、変更後の内容）および付した条件に適合すると認められる場合、機構は交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者（代表申請者）に対し、交付額確定通知書（交付規程 様式第 14）を送付します。
- 補助事業者（代表申請者）は交付額確定通知書の受領後、内容を確認し、精算払請求書（交付規程 様式第 15）を速やかに機構に提出してください。
- 機構は補助事業者から適正な精算払請求書を受領した後、補助事業者（代表申請者）の指定口座に補助金を交付（入金）します。補助金の交付時期については、機構の事務処理状況などにより前後する場合があります。

#### 4.7. (6) 補助金交付後に対応が必要な事項

##### 【事業報告書の提出義務】

- 補助事業者（代表申請者）は、補助事業の完了後、3 年間にわたり、毎年度、事業報告書を提出する義務があります。詳細については、Q&A 集を参照してください（問 8-7）。



【効果検証への協力義務】

○本補助事業の効果を検証するため、補助事業者（代表申請者および共同申請者）は補助金の交付を受けた後、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む）および機構から指示があった場合、速やかに以下の情報を提供する義務があります。

- ・ 取得財産等の稼働状況
  - ◇ 発電量、稼働時間、故障状況など
- ・ 取得財産等の管理状況
  - ◇ 点検・保守の実施状況、費用など
- ・ CO<sub>2</sub>削減効果
  - ◇ 具体的な算定根拠や実績値を含む
- ・ その他、補助事業の成果を検証するために必要な情報
  - ◇ 導入後の運用コスト、電力料金の削減効果、事業全体の収益性など

【会計検査院の検査対応義務】

- 補助金の交付を受けた後、事業完了日の属する年度の終了後 5 年間は、会計検査院による実地検査（事務所や事業実施場所への訪問検査）が実施される可能性があります。
- 検査の対象となった場合、補助事業者（代表申請者および共同申請者）として誠実に対応するようお願いします。
- 検査の終了後、補助事業者は検査の概要を速やかに書面で機構に報告する義務があります。

【使用の中断、移転、財産処分、設備の交換・修理などの手続き】

- 「処分制限期間における補助対象設備の取り扱い」を参照してください。

【参考情報】

「エネルギー対策特別会計補助事業の事業報告書の提出受付」（環境省の委託先の民間事業者が作成したウェブサイト）

<https://co2reduction-report.my.salesforce-sites.com/top>

※例年、事業報告は上記のウェブサイトから行うことになっています。

## 5. 補助対象設備の要件

本補助事業で導入する補助対象設備は、以下の各項目に定める要件をすべて満たす必要があります。

各補助対象設備の補助金基準額については、別表第 1 を参照してください。

### 5.1. 補助対象設備全般に関わる事項

- a. 太陽光発電設備の設置とともに、定置用蓄電池または車載型蓄電池を必ず導入すること。
- b. 本補助事業で導入する太陽光発電設備または蓄電池（定置用または車載型）により、非常時（停電時）に対象施設に必要な最低限の電力を供給できること。
  - ◇ 停電時に使用する機器および非常用コンセントは、需要家が安全かつ容易に使用できるものであることが求められます。
    - 対象施設で停電時に使用する機器や非常用コンセントを社員などが活用できるよう、使用可能な機器、注意点、操作方法などを記載したマニュアルを作成し、周知してください。
    - 非常用コンセントは停電時に使用する場所の近くに設置することを原則とします。例えば、事務室で電力を使用する場合は、その事務室内に非常用コンセントを設置してください。
    - 屋外に非常用コンセントを設置する場合は、防雨型コンセントの使用や防水対策を講じ、機器が雨で濡れないようにしてください。屋外に屋内用コンセントを設置したり、コンセント盤の扉を開けたまま使用したりすることは認められません。
- c. 本補助事業による温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出削減効果（以下「環境価値」という）が需要家に帰属すること。オンサイト PPA モデルの場合は、本補助事業による環境価値のうち、需要家に供給した電力量に紐付く環境価値は需要家に帰属させること。
- d. 補助対象設備の法定耐用年数が経過するまで、本補助事業により取得した環境価値についてカーボン・クレジットとして登録を行わないこと。
- e. 応募時に、設備の設置場所、補助事業者（代表申請者および共同申請者）、および需要家が確定していること。
  - ◇ 原則として、補助対象設備の処分制限期間（法定耐用年数）は申請時の実施体制を維持してください。変更を前提とした申請は認められません。
- f. 本補助事業の実施にあたり、関係法令および基準（需要地が所在する都道府県および市区町村が定める条例を含む）を遵守すること。
  - ◇ 蓄電池、変圧器（トランス）、キュービクルなどの設置にあたっては、所轄の消防署

への確認および届出を適切に行ってください。

- g. 補助対象設備は商用化されたものであり、導入実績があること。
- h. 本補助事業の実施に必要な資金を有する、または資金調達ができること。
- i. 本補助事業の実施に必要な体制が構築されていること。
  - ◇ 補助事業者（代表申請者および共同申請者）は、本補助金の申請に必要な手続きを滞りなく行うことができ、機構からの問い合わせに速やかに対応できる体制を構築する必要があります。
  - ◇ 提出書類に不備がないよう、書類のチェック体制を整えてください。
- j. 国（環境省・経済産業省など）からの他の補助金・交付金を同一設備に対して併用するものでないこと。
- k. 本補助事業の進捗上、許認可や権利関係の調整に問題がないこと。調整を要する場合、当該調整が本補助事業の実施に影響を与えないようにすること。

#### 【重要事項】

- 補助事業者（代表申請者および共同申請者）と需要家（共同事業者）の概要は、応募書類に添付する登記事項証明書（商業・法人登記）、定款、会社概要のパンフレットなどで確認できるようにしてください。
- 補助対象設備の処分制限期間（法定耐用年数）において、補助対象設備の設置や使用に支障がないことを、応募書類に添付する登記事項証明書（建物・土地）、賃貸借契約書の写し、設備設置場所の契約更新に関する確約書、設備設置に関する承諾書などで確認できるようにしてください。
- 契約形態について、商取引上の問題がないものである必要があります。
  - ・ 見積書の比較検討：複数業者から見積書を取得し、価格やサービス内容を比較検討していること。
  - ・ 契約書（注文書および注文請書）の作成：契約内容を明確に記載した契約書類を作成していること。
    - ◇ 主な契約内容：業務範囲、納期、金額、支払い条件、契約不適合責任
  - ・ 関係法令の遵守：「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）、「下請代金支払遅延等防止法」（昭和 31 年法律第 120 号）、「建設業法」（昭和 24 年法律第 100 号）など、関連法令を遵守していること。
  - ・ 利益相反の確認：補助事業者（代表申請者および共同申請者）と契約相手との間に、特別な関係がないこと。

## ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

- ◇ 例：親会社・子会社の関係、役員の兼任、補助事業者が施工業者として自社で役務・工事を行う場合
- 対象施設の所在地や補助対象設備の設置場所は、応募書類に添付する登記事項証明書（建物・土地）、地図、写真などで確認できるようにしてください。
  - ・補助対象設備の設置場所は、原則として登記事項証明書（建物・土地）で確認できる必要があります。
- 建物の構造計算書や想定される積雪荷重などを踏まえて、本補助事業で導入する太陽電池モジュールなどの重量に耐えられる強度を建物が有していることを補助金に応募する前に十分に確認してください。
- 設置する設備の数量や場所は、必ず現場調査を行い、屋根の形状、既設設備の有無、排気ダクトの位置、日影の影響、防水工事の必要性、配線ルートなどを詳細に確認した上で決定してください。
  - ・インターネット上の衛星写真のみで判断することは避けてください。衛星写真は情報が古く、撮影後に機器が設置され、設備設置の妨げになる可能性があります。
  - ・特殊な形状の屋根の場合は、太陽電池モジュールを取り付けられる金具などがあるか、また、その納期を十分に確認してください。
  - ・太陽電池モジュールの設置場所周辺に、高い建物、樹木、エアコン室外機、フェンス、パラペットなどの障害物がないか、十分に確認してください。わずかな日影でも、発電量が大きく低下する場合があります。
  - ・屋根への設置工事によって雨漏りが発生しないよう、防水処理には万全を期してください。防水工事が必要な場合でも、補助事業の実施期限までに完了する必要があります。
  - ・採択後に太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、定置用蓄電池、変圧器（トランス）などの数量や設置場所の変更が生じないよう、事前の調査・確認を徹底してください。
- 高圧受電施設または特別高圧受電施設に太陽光発電設備を導入する場合は、以下の点に注意してください。
  - ・高圧受電施設または特別高圧受電施設の場合は、一般送配電事業者からの接続検討または系統連系契約の申し込みの回答で、OVGR（地絡過電圧継電器）および EVT（接地形計器用変圧器）の設置を求められることがあります。
  - ・本補助金に応募する前に、一般送配電事業者への事前相談を行った上で、施工業者から見積書を取得することが望ましいです。特に特別高圧受電施設の場合は、一般送配電事業者から接続検討の回答を得た上で、応募することを推奨します。

◇ 事前に確認すべき主な点は、以下のとおりです。

- OVGR および EVT の設置が必要かどうか。

## ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

- これらの機器の設置が必要な場合の費用および工期
- ◇ 事前の確認が不十分だと、以下のようなリスクがあります。こうしたことにならないように、事前の検討を行ってください。
  - 想定外の費用負担が発生し、補助事業の実施を取りやめざるを得なくなる。
  - 太陽光発電設備の出力容量を契約電力の5%程度以下（みなし低圧）としてOVGRの設置を省略するために、太陽光発電設備の規模を縮小せざるを得なくなる。

## 5.2. 太陽光発電設備

太陽光発電設備を導入する場合は、以下の要件を満たす必要があります。

- a. 戸建て住宅を除き、太陽電池出力が10kW以上であること。戸建て住宅の場合、太陽電池出力が10kW未満であること。
  - ◇ 太陽光発電設備の補助金基準額は太陽電池出力に基づき算定します。太陽電池出力は以下のAとBのうち低い方の値をkW単位とし、小数点以下を切り捨てた値（整数）とします。
    - A：太陽電池モジュール（太陽光パネル）のJISまたはこれと同等の国際規格に基づく公称最大出力の合計値
    - B：パワーコンディショナーの定格出力（ただし、設定により出力を抑制する場合は、その抑制された出力値）の合計値
- b. 対象施設におけるオンサイト（on-site）での自家消費を目的とした太陽光発電設備であること。自家消費率は50%以上であること。
  - ◇ オフサイト（off-site）型の太陽光発電設備は本補助金の対象外となります。
  - ◇ 平常時に使用するエネルギー（電力）量を考慮した適正な導入規模である必要があります。売電を目的とした規模とすることは認められません。
  - ◇ 自家消費率の算定方法は、Q&A集を参照してください（問6-1）。
  - ◇ 原則として、太陽光発電設備の適切な稼働に必要な機器を単線結線図で確認できる必要があります。
  - ◇ 本補助事業における需要家とは、対象施設（電力の需要地）において、太陽光発電設備の発電電力を実際に消費する主体を指します。原則として、以下の要件をすべて満たす必要があります。
    - 対象施設での電力消費を電気料金の請求書で確認できること。

## ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

- 電気料金の請求書に法人の場合は法人名、個人の場合は氏名が記載されていること。
- ◇ 新築または増築の建物であって、建物の登記事項証明書や直近1年間の年間消費電力量の実績データが存在しない場合でも、太陽光発電設備の発電量のうち、対象施設で自家消費できる見込みの電力量を合理的根拠に基づき算定できれば、基本的に申請が可能です。
- c. 戸建て住宅を除き、太陽光発電設備の発電電力を系統に逆潮流しないこと（余剰売電禁止）。
  - ◇ 戸建て住宅を除き、原則として以下の対応が必要です。
    - RPR（逆電力継電器）などの逆潮流防止装置を設置すること。
    - 一般送配電事業者への系統連系契約の申し込みを「逆潮流なし（売電なし）」で行うこと。
  - ◇ 上記の例外については、Q&A集を参照してください（問4-14）。
- d. 戸建て住宅を含め、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）に基づくFIT（固定価格買い取り制度）制度およびFIP（フィードインプレミアム）制度の認定を取得しないこと。
- e. 「電気事業法」（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないこと。
- f. 戸建て住宅を除き、すべての系統において過積載率が100%以上であること。
  - ◇ 過積載率 [%] = 太陽電池モジュールのJISまたはこれと同等の国際規格に基づく公称最大出力 [kW] ÷ パワーコンディショナーの定格出力（ただし、設定により出力を抑制する場合は、その抑制された出力値） [kW] × 100
  - ◇ 1系統でも過積載率が100%未満の系統がある申請は認められません。
    - 太陽電池モジュールの枚数を増やすか、設定によりパワーコンディショナーの出力を抑制するといった対応が必要です。
  - ◇ 戸建て住宅の場合は、過積載率が100%未満の申請も可能です。
- g. 太陽光発電設備の発電量を正確に計測・記録できること。
  - ◇ 計測したデータを電子的に記録・保存できる必要があります。
- h. 太陽光発電設備のみの補助対象経費（税抜、定置用蓄電池などの費用を除く）の費用効率性（CO<sub>2</sub>を1t削減するのに必要な費用）が40,000円/t-CO<sub>2</sub>以下であること。
- i. 中古、新古、使用済み、リユースの製品でないこと。
- j. 太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、変圧器（トランス）、キュービクル、架台

は、基礎などに適切に固定すること。

- ◇ 固定方法は『JIS C 8955:2017 太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法』（日本工業規格）などに示された基準に適合することが原則です。
  - ◇ パワーコンディショナーや変圧器などの機器は、原則としてアンカーボルトで床または地面に固定して設置してください。
  - ◇ アンカーボルトでの固定が困難な場合（屋根に穴を開けられないなど）は、壁面への固定など、適切な代替措置を講じてください。
- k. 「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という）に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」および「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に定める遵守事項に準拠して、本補助事業を実施すること。
- ◇ 詳細については、Q&A 集を参照してください（問 4-21～4-23）。

【参考情報】

「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（2024 年 4 月改訂、資源エネルギー庁）

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/fit\\_2017/legal/guideline\\_solar.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_solar.pdf)

---

「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（2024 年 2 月、資源エネルギー庁）

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/announce/20240220\\_setsumeikai.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20240220_setsumeikai.pdf)

### 5.3. 定置用蓄電池

定置用蓄電池を導入する場合は、以下の要件を満たす必要があります。

- a. 戸建て住宅を除き、蓄電池容量が 15kWh 以上であること。戸建て住宅の場合、蓄電池容量が 15kWh 未満であること。
- ◇ 定置用蓄電池の補助金基準額の算定に用いる蓄電池容量は、kWh 単位で小数点第 2 位以下を切り捨てた値（小数点第 1 位までの値）とします。
    - 蓄電池容量 [kWh] = 蓄電池モジュールあたりの定格容量 [Ah] × 蓄電池モジュールの公称電圧 [V] × 使用する蓄電池モジュールの個数 × (1/1000)
  - ◇ 蓄電池容量は初期実効容量とは異なるので注意してください。停電時に蓄電池から供給可能な電力量を考える際には、初期実効容量の数値が必要です。
    - 初期実効容量：製造業者が指定する、工場出荷時（新品時）における蓄電システ

ムの放電時に供給可能な交流側の出力容量

- ◇ 戸建て住宅以外の場合は、家庭用の定置用蓄電池を複数台導入することで蓄電池容量の合計が **15kWh** 以上になれば、本要件を満たします。
  - ◇ 導入する定置用蓄電池の蓄電池容量の合理性について説明できる必要があります。太陽光発電設備の太陽電池出力や余剰電力量と比べて蓄電池容量が非常に小さいと考えられる場合に、説明を求めることがあります。
- b. 本補助事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。
- c. 本補助事業で導入する太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電できるシステムであり、平常時に充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
- ◇ 本補助事業で導入する太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電できないシステムは認められません。
  - ◇ 原則として、本補助事業で導入する太陽光発電設備の発電電力の自家消費率の向上に資する蓄電システムとしてください。ただし、太陽光発電設備のみで自家消費率が十分に高い場合でも申請は可能です。詳細については、**Q&A 集**を参照してください（問 **4-32・4-34**）。
  - ◇ 定置用蓄電池を非常時（停電時）の非常用予備電源としてのみ使用し、平常時に充放電を繰り返さない使い方は **CO<sub>2</sub>**削減につながらないため、認められません。
    - **SoC**（充電状態）下限を **100%**に設定することは認められません。
  - ◇ 本補助事業で導入する定置用蓄電池の蓄電池容量は、既設の太陽光発電設備および本補助事業で新規に導入する太陽光発電設備のうち、定置用蓄電池に充電可能な系統の太陽電池出力で充電できる量を上限とします。詳細については、**Q&A 集**を参照してください（問 **4-32・4-35**）。
- d. 家庭用の蓄電池については、申請時点において、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されている製品であること。
- ◇ 過年度の登録済製品も補助対象となります。
  - ◇ 申請時点で未登録の製品は、機構が認める場合を除き、補助対象外となります。
- e. 中古、新古、使用済みの製品でないこと。
- f. 据置型（定置型）の蓄電池とし、適切に固定すること。
- ◇ 固定方法は『建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版』（一般財団法人日本建築センター）などに示された基準に適合することが原則です。
  - ◇ 原則として、アンカーボルトで床または地面に固定して設置してください。



令和 6 年度補正予算

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

- ◇ アンカーボルトでの固定が困難な場合（屋根に穴を開けられないなど）は、壁面への固定など、適切な代替措置を講じてください。
- g. リユースの製品の場合は、以下の (a) または (b) のいずれかを満たすこと。
  - ◇ (a) 導入する蓄電池について、モジュール以上の単位で、JIS C 8715-2: 2019、IEC 62619: 2022 などの類焼試験に適合していることの「第三者機関による証明書」と「証明に関する資料（温度プロファイル、写真など）」の両方を申請時に提出できるものであること。電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを二次利用し組み込まれた蓄電システムの場合は、上記に代えて JET リユース電池認証などの第三者機関による証明書などにより、当該蓄電システムの類焼に関する安全設計を証明できること。
    - 上記はリチウムイオン電池が対象
  - ◇ (b) 定置用蓄電池の法定耐用年数である 6 年間、充放電を繰り返して使用できる製品であることを確認できる資料（メーカー保証書など）を応募時に提出すること。

【定置用蓄電池の補足事項】

○定置用蓄電池の蓄電池容量による区分は、以下のとおりです。

- ・ 20kWh 超 ：業務・産業用
- ・ 20kWh 以下：家庭用

- ◇ 20kWh 超の蓄電池は、地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となります。
- ◇ 本補助事業で導入する定置用蓄電池が業務・産業用か家庭用かは、需要家が法人か個人か、蓄電池の用途が法人用か個人用かなどに関係なく、型番（パッケージ型番）ごとの製品単位の蓄電システムの蓄電池容量で判断します。
- ◇ パッケージ型番が変わらなければ、設置する定置用蓄電池の製品単位の台数によって、業務・産業用または家庭用の区分が変わることはありません。
- ◇ 一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）の「蓄電システム登録済製品一覧」に登録された製品は家庭用と見なします。

○2024 年度の定置用蓄電池の目標価格（令和 6 年度補正予算に適用されます）

- ・ 業務・産業用：12.0 万円/kWh（税抜・工事費込み）
- ・ 家庭用：13.5 万円/kWh（税抜・工事費込み）

○定置用蓄電池の 1kWh あたりの価格が目標価格を超える場合でも、業務・産業用では 1kWh あたり 4 万円、家庭用では 1kWh あたり 4.5 万円を上限として、補助金を交付します（補助金基

準額)。

- ・ 定置用蓄電池の補助金基準額は目標価格に 3 分の 1 を乗じて算定しています。
- 目標価格は「定置用蓄電システム普及拡大検討会」（経済産業省 資源エネルギー庁）を参考に  
して、2030 年度の目標価格の達成に向け、年度ごとに設定されます。
- 太陽光発電設備と蓄電システムの電力変換装置（パワーコンディショナー）が一体型（ハイブリッドタイプ）の製品の場合は、定置用蓄電池はセットになっているパワーコンディショナーの分、単機能タイプより金額が高くなる傾向があります。そのため、目標価格との比較では、以下のとおりパワーコンディショナー相当分の金額を控除して、蓄電池容量 1kWh あたりの金額を算出します。
  - ・ ハイブリッドタイプの定置用蓄電池の見積書に記載されたパワーコンディショナーの金額は、太陽光発電設備の経費内訳に記載してください。
  - ・ 定置用蓄電池の見積書にパワーコンディショナーの金額が記載されていない場合は、系統連系運転時の定格出力 1kW あたり 2 万円を控除してください。この算定に用いる定格出力は、kW 単位で小数点第 2 位以下を切り捨てた値（小数点第 1 位までの値）とします。
    - ◇ 定格出力：蓄電システムとして連続して出力を維持できる製造業者が指定する最大出力
  - ・ 上記はハイブリッドタイプの定置用蓄電池が目標価格以下であるかを確認するための算定にのみ関係するものであり、定置用蓄電池の補助金基準額の算定や単機能タイプの製品の場合は関係ないため、混同しないように注意してください。

【参考情報】

「蓄電システム登録済製品一覧」(SII)

<https://zehweb.jp/registration/battery/>

---

JET リユース電池認証（一般財団法人 電気安全環境研究所）

[https://www.jet.or.jp/products/reuse\\_battery/](https://www.jet.or.jp/products/reuse_battery/)

## 5.4. 車載型蓄電池

車載型蓄電池を導入する場合は、以下の要件を満たす必要があります。

- a. 車載型の蓄電池を搭載し、外部給電が可能な電気自動車（EV）またはプラグインハイブリッド自動車（PHV）であること。
- b. 本補助事業で新たに充放電設備（V2H）と同時に導入すること。

- ◇ 本補助事業で V2H 充放電設備を申請せず、EV・PHV のみを申請することは認められません。
- c. 最新の経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」(以下「CEV 補助金」という)の補助対象車両であること。
  - ◇ CEV 補助金の補助対象車両が変更された場合は、本補助金の対象になる補助対象車両も変更となります。
  - ◇ CEV 補助金との併用は認められません。
- d. 本補助事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。
  - ◇ V2H 充放電設備により、本補助事業で導入する太陽光発電設備と電気的に接続して充電できることが必要です。
- e. 中古、新古、使用済みの製品でないこと。

【参考情報】

「(別表 1) 銘柄ごとの補助金交付額 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車」(CEV 補助金)

[https://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R5ho/R5ho\\_meigaragotojougen\\_2.pdf](https://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R5ho/R5ho_meigaragotojougen_2.pdf)

## 5.5. 充放電設備

充放電設備を導入する場合は、以下の要件を満たす必要があります。

- a. 本補助事業で導入する太陽光発電設備の発電電力を本補助事業で導入する車載型蓄電池 (EV・PHV) に充電できるものであること。
  - ◇ 充放電設備のみでの申請は認められません。
- b. 本補助事業で導入する EV・PHV に搭載された車載型の蓄電池から放電し、対象施設に電力を供給できるものであること。
- c. 最新の CEV 補助金の補助対象 V2H 充放電設備であること。
  - ◇ CEV 補助金との併用は認められません。
- d. 本補助事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。
- e. 中古、新古、使用済みの製品でないこと。

【参考情報】

〔別表1〕 銘柄ごとの補助金交付額 V2H 充放電設備〕(CEV 補助金)

[https://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R4ho/R4ho\\_v2h\\_meigaragotojougen.pdf](https://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R4ho/R4ho_v2h_meigaragotojougen.pdf)

## 5.6. その他、補助対象設備を運用する上で直接必要な付帯設備など

「補助対象経費の範囲」を参照してください。

## 5.7. 補助対象経費の範囲

本補助事業における補助対象経費は、エネルギーの使用に伴う二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出削減に直接貢献する設備、すなわち補助対象設備の適切な稼働に必要な最小限の費用が対象となります。

補助対象経費の区分・費目・細分・内容については、別表第2を参照してください。

本補助事業の実施による事務費については、別表第3に掲げるものが対象となり得ます。ただし、本補助事業では事務費の計上は想定していません。

補助対象外経費の具体例については、Q&A集を参照してください（問3-2）。

### 【見積書の注意事項】

応募書類において、補助対象経費の根拠となる見積書は、宛名・作成年月日・有効期限などが記載され、経費の内訳が明示されたものである必要があります。

## 5.8. 補助事業における利益排除

補助金交付の目的上、補助対象経費に補助事業者自身の利益が含まれることは適切ではなく、補助対象経費から利益排除を行う必要があります。

詳細については、Q&A集を参照してください（問3-8）。

## 5.9. 消費税の取り扱い

原則として、本補助金の交付決定通知書に記載される交付決定額および交付額確定通知書に記載される交付確定額は消費税抜きの金額となります。

### 5.10. 補助対象設備の法定耐用年数（処分制限期間）

補助対象設備の法定耐用年数（処分制限期間）は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）の耐用年数表に基づき、以下の年数を用いてください。

- 太陽光発電設備：17年…「別表第二 機械及び装置の耐用年数表・31 電気業用設備・その他の設備・主として金属製のもの」
- 定置用蓄電池：6年…「別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表・建物附属設備・電気設備（照明設備を含む。）・蓄電池電源設備」
- 車載型蓄電池（EV・PHV）：6年…「別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表・車両及び運搬具・前掲のもの以外のもの・自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）・その他のもの・その他のもの」（自家用車両）
- 充放電設備（V2H）：6年…「別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表・建物附属設備・電気設備（照明設備を含む。）・蓄電池電源設備」

本補助金の申請においては、一律で上記の法定耐用年数が適用されます。

一方で、税務処理上、業種に基づく法定耐用年数を用いることは認められます。詳細については、Q&A集を参照してください（問4-7）。

#### 【参考情報】

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）

<https://laws.e-gov.go.jp/law/340M50000040015>

## 6. 申請区分ごとの要件

各申請区分で申請するには、以下の各項目に定める要件をすべて満たすことが必要です。

各申請区分は太陽光発電設備の導入方法（需要家との契約形態）と対応しています。例えば太陽光発電設備をオンサイト PPA で導入し、定置用蓄電池を自己所有の形態で導入する場合は、オンサイト PPA モデルの区分で申請する必要があります。

### 【申請区分ごとの実施体制】

- オンサイト PPA モデルおよびリースモデルの場合は、PPA 事業者（発電事業者）またはリース事業者が補助事業者（代表申請者または共同申請者）かつ代表事業者となり、需要家は共同事業者となります。
- 自己所有モデルの場合は、需要家が補助事業者（原則として代表申請者）かつ代表事業者となります。

### 【補助金の返還義務に関する共通の注意点】

補助事業者（代表申請者および共同申請者）は、補助対象設備の所有権の有無にかかわらず、補助対象設備の法定耐用年数の期間は交付規程に基づく補助金の返還義務などを連帯して負います。契約書、覚書などを作成する際は、この点を十分に注意してください。

## 6.1. オンサイト PPA モデル

オンサイト PPA モデルで申請する場合は、以下の要件を満たす必要があります。

- a. 補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでに、補助金額の5分の4以上を毎月の請求額からの値引きなどにより需要家（共同事業者）に還元すること。
  - ◇ 提出書類において、還元額の妥当性を確認できることが必要です。
  - ◇ 具体的な還元の仕方については、Q&A 集を参照してください（問 5-12）。
- b. 需要家への請求額が需要家の電力使用量に応じて変動するものであること。
  - ◇ 1kWh あたりのサービス単価に電力使用量を乗じた金額を需要家に請求するなど、契約期間における支払総額が確定していない従量課金制の電力購入契約を締結する場合は、オンサイト PPA モデルの区分に該当します。
  - ◇ 本補助事業におけるオンサイト PPA モデルとは、PPA 事業者（発電事業者）が需要家の敷地内（屋根や遊休地など）に太陽光発電設備を自らの費用負担で設置・所有

## ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

(第三者の所有)し、維持管理を行った上で(需要家が行う場合を含む)、発電した電力をその需要家へ供給・販売する事業モデルを指します。

- ◇ 需要家にとって、初期費用がゼロとなる契約内容を想定しています。
- c. 需要家と発電事業者が親会社・子会社・孫会社などの関係でなく、原則として資本関係がないこと。
  - ◇ 第三者所有であることが必要です。
- d. 発電事業者の定款で小売電気事業、発電事業などが規定されていること。リース事業者が実施体制に含まれる場合は、リース事業者の定款でリース業などが規定されていること。
- e. 対象施設(需要地)で太陽光発電設備の発電電力を実際に消費する需要家(使用者)を共同事業者として申請し、需要家と発電事業者が直接 PPA 契約を締結すること。
  - ◇ オンサイト PPA モデルで申請する場合は、発電事業者を代表申請者または共同申請者としてください。本補助金の申請上、代表申請者と共同申請者はいずれも代表事業者該当します。
- f. 本補助事業で導入する補助対象設備を法定耐用年数が経過するまでの期間、継続的に使用することを書面(需要家と発電事業者との契約書、覚書など)で確認できること。
  - ◇ 応募書類、交付申請書、完了実績報告書に記載する「年間推定発電量」や「自家消費電力量(見込み)」などの数値と需要家との PPA 契約書などに記載する数値は、それぞれ明確な根拠に基づき説明できるものであれば、若干の差異があることは差し支えありません。
    - 対象施設の直近1年間の電気料金の請求書における期間の違いによる差異は許容する方針です。
  - ◇ PPA 契約期間満了後に需要家に太陽光発電設備などを譲渡する場合は、需要家と発電事業者との契約書、覚書などに、太陽光発電設備などの解体、撤去、およびこれに伴い発生する廃棄物の処理は、譲渡を受けた者の責任において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)や需要地が所在する都道府県・市区町村が定める条例などに基づき行う必要がある旨を明記してください。その上で、廃棄の際に廃棄費用(kWあたり1万円など)が発生する旨を契約締結時に需要家に丁寧に説明してください。
  - ◇ その他、契約書を作成する上でのポイントについては、Q&A 集を参照してください(問5-13~5-14)。
- g. リース事業者が実施体制に含まれる場合は、リース事業者を補助事業者(代表申請者または共同申請者)に含めること。
  - ◇ リースバックなどにより本補助事業を実施する旨を応募書類の様式「補助事業の実施

体制表」、「契約関係資料」において明示してください。

- ◇ 補助事業の実施期限までに補助対象設備の所有権の移転が行われ、応募書類の様式「補助事業の実施体制表」に記載されたとおりの所有者となった状態で、完了実績報告書を提出する必要があります。リース事業者への補助対象設備の所有権の移転が完了していない場合や、リースバックなどに関するリース事業者からの支払いが済んでいない場合は、補助金の交付（支払い）を行うことができません。

## 6.2. その他の PPA モデル

その他の PPA モデルで申請する場合は、以下の要件を満たす必要があります。

- a. 需要家と PPA 事業者が資本関係があるなどして、第三者の所有でないこと。
- b. 上記の点以外について、オンサイト PPA モデルの要件を満たすこと。
  - ◇ その他の PPA モデルの太陽光発電設備の補助金基準額は、オンサイト PPA モデルの金額が適用されず、自己所有モデルの金額が適用されます。
  - ◇ 提出が必要な書類はオンサイト PPA モデルに準じるものとします。適宜読み替えてください。

## 6.3. 自己所有モデル

自己所有モデルで申請する場合は、以下の要件を満たす必要があります。

- a. 原則として、対象施設において太陽光発電設備の発電電力を実際に消費する需要家が当該設備の所有者となること。
- b. 需要家自身が補助事業者（原則として代表申請者）かつ代表事業者として申請を行うこと。
  - ◇ 上記の例外として、対象施設において太陽光発電設備の発電電力を実際に消費しない建物の所有者や需要家の親会社などが太陽光発電設備の所有者となる場合については、Q&A 集を参照してください（問 5-16）。

## 6.4. リースモデル

リースモデルで申請する場合は、以下の要件を満たす必要があります。

- a. 補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでに、補助金額の 5 分の 4 以上をリース料金の低減などにより需要家に還元すること。



## ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

- ◇ 提出書類において、還元額の妥当性を確認できることが必要です。
- b. 需要家への請求額が需要家の電力使用量によらず、契約締結時点で確定していること。
  - ◇ 需要家が一定期間の設備の使用権を得る通常のリース契約を締結する場合は、リースモデルの区分に該当します。
  - ◇ 需要家の電力使用量にかかわらず毎月定額を請求するなどして、契約期間における支払総額が確定している定額制の電力購入契約を締結する場合も、リースモデルの区分に該当します。
- c. 需要家とリース事業者が親会社・子会社・孫会社などの関係でなく、原則として資本関係がないこと。
  - ◇ 第三者所有であることが必要です。
- d. 通常のリース契約を締結する場合は、リース事業者の定款でリース業などが規定されていること。定額制の電力購入契約を締結する場合は、発電事業者の定款で小売電気事業、発電事業などが規定されていること。
- e. 対象施設（需要地）で太陽光発電設備の発電電力を実際に消費する需要家（使用者）を共同事業者として申請し、需要家とリース事業者が直接リース契約を締結すること。
  - ◇ リースモデルで申請する場合は、リース事業者を代表申請者または共同申請者としてください。本補助金の申請上、代表申請者と共同申請者はいずれも代表事業者に該当します。
- f. 本補助事業で導入する補助対象設備を法定耐用年数が経過するまでの期間、継続的に使用することを書面（需要家とリース事業者との契約書、覚書など）で確認できること。
  - ◇ 契約書を作成する上でのポイントについては、**Q&A 集**を参照してください（問 5-13～5-14）。
- g. 転リースを行う場合は、転リース先のリース事業者を補助事業者（代表申請者または共同申請者）に含めること。
  - ◇ 転リースにより本補助事業を実施する旨を応募書類の様式「補助事業の実施体制表」、 「契約関係資料」において明示してください。
  - ◇ 補助事業の実施期限までに補助対象設備の所有権の移転が行われ、応募書類の様式「補助事業の実施体制表」に記載されたとおりの所有者となった状態で、完了実績報告書を提出する必要があります。転リース先のリース事業者への補助対象設備の所有権の移転が完了していない場合は、補助金の交付（支払い）を行うことができません。

## 6.5. その他のリースモデル

その他のリースモデルで申請する場合は、以下の要件を満たす必要があります。

- a. 需要家とリース事業者に資本関係があるなどして、第三者の所有でないこと。
- b. 上記の点以外について、リースモデルの要件を満たすこと。
  - ✧ その他のリースモデルの太陽光発電設備の補助金基準額は、リースモデルの金額が適用されず、自己所有モデルの金額が適用されます。
  - ✧ 提出が必要な書類はリースモデルに準じるものとします。適宜読み替えてください。

## 7. 申請者の要件

本補助金を申請できる者は、以下の要件を満たす者とします。

### 7.1. 本補助金を申請できる者

補助事業者（代表申請者および共同申請者）はいずれも日本国内において事業活動を営んでおり、以下のいずれかに該当する必要があります。

- 民間企業（株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社）
- 個人事業主（青色申告）
- 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 21 条第 3 号チに規定される業務を行う地方独立行政法人
- 国立大学法人、公立大学法人および学校法人
- 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
- 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
- 特別法の規定に基づき設立された協同組合・認可法人など
- 一般社団法人・一般財団法人および公益社団法人・公益財団法人
- その他、環境大臣の承認を得て機構が適当と認める者

#### 【補足事項】

- 地方公共団体および個人（青色申告の個人事業主を除く）は本補助金の補助事業者（代表申請者または共同申請者）に該当しません。
  - ・ 地方公共団体や個人が自己所有モデル（需要家による設備の買い取り）で太陽光発電設備や定置用蓄電池などの補助対象設備の所有者となり、補助金の交付を受けることはできません。
- 地方公共団体および個人（青色申告の個人事業主を除く）はオンサイト PPA モデルまたはリースモデルにおける需要家（共同事業者）には該当し得るものとしてします。
  - ・ 地方公共団体が所有する公共施設や個人が所有する戸建て住宅への太陽光発電設備や定置用蓄電池などの導入は、オンサイト PPA モデルまたはリースモデルでの申請を検討してください。自己所有モデルでの申請はできません。

- ・ 上記の例外として、導入を予定している公共施設が環境省補助金「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」の要件をすべて満たす場合は、オンサイト PPA モデルまたはリースモデルであっても、本補助金の対象外となります。詳細については、Q&A 集を参照してください（問 2-25）。

## 7.2. 事業継続性

補助事業者（代表申請者および共同申請者）と需要家（共同事業者）の全員が以下の要件を満たす必要があります。

- 直近の 3 決算期において、連続して税引後当期純損失を計上していないこと。
  - ・ 具体的には、以下のいずれかに該当すれば、本要件を満たします。
    - ◇ 直近の 3 決算期の財務諸表を提出した場合は、3 期連続で税引後当期純損失を計上していないこと。
    - ◇ 設立間もない法人で、直近の 2 決算期の財務諸表を提出した場合は、2 期連続で税引後当期純損失を計上していないこと。
    - ◇ 設立間もない法人で、直近の 1 決算期の財務諸表を提出した場合は、1 期において税引後当期純損失を計上していないこと。
- 直近の決算期において、自己資本（純資産）が赤字（債務超過）でないこと。
- 直近の決算期において、自己資本比率が 10%以上であること、または流動比率が 100%以上であること。
  - ・ 自己資本比率は「自己資本（純資産）÷総資産×100」という計算式で算定できます。
  - ・ 流動比率は「流動資産÷流動負債×100」という計算式で算定できます。

### 【補足事項】

- 本補助事業を継続的に実施するための健全な経営基盤を有しており、事業継続性が認められる者である必要があります。
- 事業継続性でクリアできない項目がある場合は、別冊「応募に必要な書類」の「財務諸表」に関する項目を参照してください。
- SPC（特別目的会社）については、すべての出資者を補助事業者（代表申請者または共同申請者）として申請する場合に限り、SPC 自体は事業継続性の各項目をクリアしていなくても構わないものとします。

## 8. 応募書類の審査における主な評価ポイント

公募締め切り日までに各事業者から提出された応募書類の審査では、以下の項目に基づき主な評価を行う予定です。

なお、具体的な評価方法は外部の有識者などで構成される審査委員会にて決定されます。

### 8.1. 基礎項目についての評価

〈基礎項目：本補助金の要件などを満たすか〉

機構は提出された応募書類が公募要領の各項目を満たすものであるか、審査を行います。

公募要領の記述に沿った応募書類ほど、高い評価になります。応募書類をひと通り作成した後、機構に提出する前に公募要領の各項目を満たす内容になっているか、一つずつ確認することを推奨します。

過去の公募で不採択の理由となるが多かった内容は Q&A 集で解説しているので、本公募要領と併せて参照してください（問 1-11・2-1・2-3）。

### 8.2. 加点項目・優先採択項目についての評価

〈加点項目：評価を高める要素〉

#### ○CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）削減効果

##### ・ 費用効率性

◇ 太陽光発電設備のみの補助対象経費（税抜、定置用蓄電池などの費用を除く）の費用効率性（CO<sub>2</sub>を 1t削減するのに必要な費用）を評価します。

◇ 費用効率性の値が低く（優れており）、CO<sub>2</sub>削減量の根拠の妥当性・客観性を確認できるものを高い評価にします。

◇ 積雪地域（日本海側など）の場合は、それ以外の地域と比較して、積雪や日射量の違いにより太陽光発電設備の発電量が少なくなる傾向があります。そのため、12～2月頃は積雪などの影響を考慮して太陽光発電設備の発電シミュレーションを行う必要があり、そのことを確認できる申請については一定の補正を行った上で費用効率性の評価を行います。ただし、費用効率性の上限は同一とします。

##### ・ CO<sub>2</sub>削減率

## ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

- ◇ 本補助事業で導入する太陽光発電設備などによる CO<sub>2</sub>削減率が大きく、CO<sub>2</sub>削減率の根拠の妥当性・客観性を確認できるものを高い評価にします。
- ・ CO<sub>2</sub>削減量・CO<sub>2</sub>削減率の根拠の妥当性・客観性
  - ◇ 自家消費できない見込みの電力量を本補助事業における CO<sub>2</sub>削減量の目標値の算定に加えていないことを客観的に確認できるものを高い評価にします。
  - ◇ 本補助事業で太陽光発電システムを設置する需要地における直近 1 年間の 30 分ごとの電力消費量データと太陽光発電システムの発電シミュレーションを比較して、自家消費電力量（見込み）を分析した資料を提出することが考えられます。

## ○蓄電池容量

- ・ 新規に導入する太陽光発電設備の規模と蓄電池容量の比率
  - ◇ 評価指標：蓄電池容量（kWh）÷太陽電池出力（kW）
  - ◇ 評価基準：算出された比率が大きいほど、高い評価となります。

## ○蓄電池の認証など

- ・ (a) 導入する蓄電池について、モジュール以上の単位で、JIS C 8715-2: 2019、IEC 62619: 2022 などの類焼試験に適合していることの「第三者機関による証明書」と「証明に関する資料（温度プロファイル、写真など）」の両方を申請時に提出できるものであること。電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを二次利用し組み込まれた蓄電システムの場合は、上記に代えて JET リユース電池認証などの第三者機関による証明書などにより、当該蓄電システムの類焼に関する安全設計を証明できること。
  - ◇ 上記はリチウムイオン電池が対象です。
- ・ (b) 故障や自然災害などの有事の際のレジリエンス確保の観点から、以下の(ア)および(イ)を満たす蓄電池供給事業者が供給する蓄電池を利用するものであること。
  - (ア) 蓄電システムの早期復旧および原因解明が可能な体制が整えられていること。
  - (イ) 蓄電システムに異常が見つかった場合に備えて、代替する電池システムの主要部品（電池セルなど）を迅速に供給できる拠点が整えられていること。
- ・ (c) 蓄電池（蓄電システム）の製造、加工、販売などの事業を行う者が当該蓄電システムにおいて、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）上の「広域認定」を取得していること。

- ◇ 上記 (a)～(c) は個別に加点評価を行い、該当する項目数に応じて加点します。例えば、

(a) のみを満たし、(b) および (c) を満たさない場合は、(a) の項目について加点しません。

○地域共生の取り組み

- ・ 非常時（停電時）における地域住民への対応
  - ◇ 非常時（停電時）において、本補助事業による太陽光発電設備および蓄電池から供給される電力を地域住民が使用できるように運用する場合は、評価の対象とします。
    - 例：携帯電話などを充電するための非常用コンセントの設置と地域住民への使用許可
    - 例：災害時の電力供給に関する市区町村との協定締結

○需要家における脱炭素経営への取り組み

- ・ (a) RE100（再生可能エネルギー100%）または再エネ 100 宣言 RE Action への参加が確認できること。
- ・ (b) SBT（科学的根拠に基づく目標）の認定を受けていることが確認できること。
- ・ (c) TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同表明をしていることが確認できること。もしくは、TCFD 提言に基づき、移行リスクおよび物理的リスクに関する情報開示状況を、環境省が運用する「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」(EEGS) の任意報告事項として報告していること。
- ・ (d) エコ・ファースト認定を受けていること。
- ・ (e) エコ・ファースト認定を受けていない場合は、以下の片方または両方を満たすこと。

(ア) 2050 年のカーボンニュートラル達成または目標年限の前倒しなど、温室効果ガスの排出削減目標を設定していること。

(イ) デコ活応援団への参画、デコ活宣言の実施など、デコ活に関する取り組みを行っていること。

- ◇ 上記 (a)～(e) は個別に加点評価を行い、該当する項目数に応じて加点します。
- ◇ いずれの項目も需要家を本項目の評価対象とします。グループ全体が該当するものであれば、需要家の親会社が該当する場合も評価の対象とします。
- ◇ オンサイト PPA モデルまたはリースモデルの申請における補助事業者（代表申請者および共同申請者）は、評価の対象になりません。

## ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

- ◇ 本補助金の申請時点で該当しない場合は、評価の対象外とします。参加予定や申請中などの場合は様式に記入しないでください。
- ◇ 各用語の解説は、Q&A集を参照してください（問6-5）。

## ○需要家の Scope3 に関する企業との協力

- ・ 需要家の Scope3 削減のために、当該 Scope3 に関する企業と連携して、本補助事業で太陽光発電設備の導入を行うこと。
  - ◇ 連携する企業は、需要家の Scope3 のうち、カテゴリ1（購入した製品・サービス）、カテゴリ4（輸送、配送（上流））、カテゴリ5（事業から出る廃棄物）、カテゴリ9（輸送、配送（下流））のいずれかに属しており、需要家の Scope3 削減に資する企業である必要があります。
  - ◇ 需要家および連携する企業については、親会社・子会社・孫会社などの関係で連結決算に含まれる法人（グループ会社）が該当する場合も評価の対象とします。
  - ◇ 様式に記入されていない場合は、評価の対象になりません。
  - ◇ 本項目の評価においては、オンサイト PPA モデルにおける電力供給はカテゴリ1に該当しないものとします。
  - ◇ カテゴリ8のリース資産（上流）やカテゴリ15の投資は、評価の対象になりません。
    - 例：オンサイト PPA モデルまたはリースモデルにおいて、需要家の Scope3 に補助事業者（代表申請者または共同申請者）が関係ある場合
      - カテゴリ1としては、需要家と取引関係にある原材料供給元などのグループ会社が発電事業またはリース業を行うケースを想定しています。
      - カテゴリ4・9としては、需要家と取引関係にある製品運送会社などのグループ会社が発電事業またはリース業を行うケースを想定しています。
      - カテゴリ5としては、需要家と取引関係にある産業廃棄物処理業者などのグループ会社が発電事業またはリース業を行うケースを想定しています。
      - 交付申請書において、需要家と取引関係がある旨を記載する必要があります。
      - グループ会社の場合は、需要家または補助事業者の連結決算に含まれることを確認できる書類を交付申請書に添付する必要があります。
    - 例：需要家の Scope3 に関する企業が、同一の公募において別々の申請をしている場合
      - 同一の公募であれば、オンサイト PPA モデルと自己所有モデルなど、申請区



分が異なっても評価の対象となります。

□ たとえ **Scope3** に関する企業であっても、例えば一次公募と二次公募でそれぞれ申請があった場合は、評価の対象になりません。

◇ **Scope3** の概要については、**Q&A** 集を参照してください（問 6-6）。

〈優先採択項目：採択の優先順位を高める要素〉

○再エネ促進区域

・ 太陽光発電設備の設置場所が、市町村が定める再エネ促進区域に含まれる場合は、優先採択とします。

◇ 詳細については、**Q&A** 集を参照してください（問 6-7）。

【参考情報】

「広域認定制度関連」（環境省）

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/index.html>

## 9. その他

### 9.1. 処分制限期間における補助対象設備の取り扱い

補助対象設備の処分制限期間（法定耐用年数）において、やむを得ない事情により、補助対象設備の設置場所、補助事業者（代表申請者または共同申請者）、および需要家（共同事業者）に変更が生じる場合は、事前に機構に報告し、協議を行う必要があります。

オンサイト PPA モデルまたはリースモデルにおいて、補助対象設備の設置先の需要家を変更する場合は、新たな需要家との間で本補助事業により導入した太陽光発電設備などを本補助事業の目的に沿って継続して使用することが必要です。

#### ○太陽光発電設備などの使用の中断

- 補助対象設備の処分制限期間（法定耐用年数）において、需要家施設である店舗・工場などの廃止または改装に伴い、補助対象設備の使用を中断する場合は、使用再開の見込みがないまま設備が保管され続けることのないよう、店舗・工場などの廃止または改装から6か月を目安に、補助事業者は使用再開の見込みの時期、および再開までの適切な管理などに関する計画について、機構に報告を行う必要があります。

#### ○太陽光発電設備などの移転

- 補助対象設備の移転にあたり、以下の要件をすべて満たす場合に限り、補助金の交付の目的に反する使用（転用）にあらず、財産処分の手続きは要しないものとします。ただし、この場合であっても設備を移転する場合は、事前に機構に報告を行う必要があります。

◇ 店舗・工場などの廃止または改装に伴う代替店舗・工場などへの移転であること。

◇ 補助事業者（代表申請者および共同申請者）に変更がないこと。

◇ 補助対象設備の移転に伴う使用の中断後、可及的速やかに使用が再開される、または上記「太陽光発電設備などの使用の中断」の計画について報告がなされるものであること。

◇ 真にやむを得ない事情により、移転する場合であること。

#### ○財産処分、設備の交換・修理など

- 上記に該当しない場合の財産処分、設備の交換・修理などの手続きについては、Q&A 集を参照してください（問 8-11～8-12）。

## 9.2. 問い合わせ先

公募全般に関するお問い合わせは、以下の問い合わせフォームから行ってください。

[https://inq.eic.or.jp/subsidy/st\\_r06c/](https://inq.eic.or.jp/subsidy/st_r06c/)

〈問い合わせフォームの記入項目〉

- 所属【法人に所属する場合は必須、個人の場合は不要】：（例）株式会社●●
- 氏名（漢字）【必須】：（例）環境 太郎
- 氏名（カタカナ）【必須】：（例）カンキョウ タロウ
- メールアドレス【必須】：
- メールアドレス（確認用）【必須】：
- 連絡先の電話番号【必須】：
- 問い合わせ内容【必須】：
  - ・ 以下の内容を具体的に記載してください。
    - ◇ 質問の前提
    - ◇ 公募要領および Q&A 集のページ数・項目名
    - ◇ 質問内容

### 【機構への問い合わせに関する留意事項】

- 電話での問い合わせは受け付けていません。
- 問い合わせフォームから問い合わせをする際、的確な回答ができるよう、以下の点に留意してください。
  - ・ 質問の前提（検討中の申請内容など）を具体的に記載してください。
    - ◇ 質問の前提が不明確な場合は、的確な回答が困難となることがあります。
    - ◇ 重要な前提が質問に記載されていない場合は、正しい回答ができないこととなります。
  - ・ 公募要領および Q&A 集を熟読し、「公募要領●ページ」や「Q&A 問●」のように、質問箇所を具体的に示してください。
  - ・ 質問内容を具体的に記載してください。
  - ・ 関係する法人が複数いるなどして、複雑な内容を質問する場合は、図解した資料をお送り

ください。

○過去に問い合わせが多かった内容を公募要領およびQ&A集に反映しています。まずはこれらを熟読し、それでも解決しない場合に問い合わせをしてください。

・公募要領およびQ&A集を十分に確認していない状態でのお問い合わせはご遠慮ください。

○原則として、質問は「ですます体」で記述してください。

○問い合わせフォームから入力すると、質問した内容について自動返信メールが届きます。

○質問多数の場合は、回答に1週間程度かかることがあります。1週間経過しても返信がない場合は、迷惑メールフォルダなどを確認した上で、再度お問い合わせください。

・セキュリティの関係で、法人によっては機構からのメールを受信できないことがあるようです。その場合は、機構からのメールの受信方法について、社内で確認をお願いします。

**10. 別表**

**10.1. 別表第 1**

1 間接補助事業	2 間接補助対象経費	3 基準額	4 交付額の算定方法
ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（企業等の需要家の実情に応じて停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備や定置用蓄電池、車載型蓄電池等の導入を行う事業）	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で執行団体が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第 2 に定めるものとする。）	・太陽光発電設備 定額（4 万円/kW。ただし、オンサイト PPA モデル又はリースモデルの場合は 5 万円/kW、戸建て住宅に限り 7 万円/kW）	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
		・定置用蓄電池（業務・産業用） 定額（4 万円/kWh。第 2 欄に掲げる間接補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額を上限額とする）	イ 第 2 欄に掲げる間接補助対象経費と第 3 欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
		・定置用蓄電池（家庭用） 定額（4.5 万円/kWh。第 2 欄に掲げる間接補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額を上限額とする）	ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、
		・車載型蓄電池 定額（蓄電池容量 (kWh) の 2 分の 1 に 4 万円を乗じて得た額。最新の CEV 補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする）	これを切り捨てるものとし、算出された額のうち、太陽光発電設備が 2,000 万円を超えた場合は太陽光発電設備に対し 2,000
		・充放電設備（公共施設・災害拠点） 機器費 2 分の 1（最新の CEV 補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする）及び設置工事費 定額（1 基あたり 95 万円）を合算した額	万円を交付額とし、算出された額のうち、定置用蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備の合計が 1,000 万円を超えた場合は定置用蓄電池、車載型蓄電池、充放
・充放電設備（公共施設・災害拠点以外） 機器費 3 分の 1（最新の CEV 補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする）及び設置工事費 定額（1 基あたり 15 万円を上限額とする）を合算した額	電設備の合計に対し 1,000 万円を交付額とする。その上で、執行団体が必要と認めた額の方が少ない場合は、その額を交付額とする。		

※補助金基準額および交付額の算定方法の具体例については、Q&A 集を参照してください（問 1-4・3-10・3-12・3-14～3-15）。

令和 6 年度補正予算  
ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

**10.2. 別表第 2**

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）などを参考の上、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の 2 省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））
		(間接工事費) 共通仮設費	①事業を行うために直接必要な機械器具などの運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け、整地などに要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修などに要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定すること。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定すること。
		付帯工事費	

## ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容												
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。												
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料などの費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。												
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付けなどに要する経費をいう。												
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費、その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。												
事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分ごとに定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="624 1720 1441 1933"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%
号	区分	率													
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%													
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%													
3	1億円を超える金額に対して	4.5%													

※本補助金の申請の経費内訳表で使用しない項目は網かけにしています。

令和6年度補正予算  
ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

**10.3. 別表第3**

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内容
事務費	事務費	社会保険料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額が分かる資料を添付すること。
		賃金・報酬・給料・職員手当		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者（地方公共団体においては会計年度任用職員に限る。）に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額が分かる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額が分かる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増などに係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及び賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額が分かる資料を添付すること。
		消耗品費・備品購入費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額が分かる資料を添付すること。

※本補助金の申請の経費内訳表で使用しない項目は網かけにしています。